

平成 21 年 5 月 28 日現在

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2006～2008

課題番号：18520536

研究課題名 (和文) 漢魏六朝時代における強制移動刑の展開とその影響

研究課題名 (英文) A Study on Exile as punishment during the Han, Wei and Six Dynasties

研究代表者

辻 正博 (TSUJI MASAHIRO)

京都大学・大学院人間・環境学研究科・准教授

研究者番号：30211379

研究成果の概要：

秦漢～六朝・隋唐時代の強制移動刑のうち、遷刑・徙遷刑・流刑について、刑罰としての特徴を明らかにした。また、唐律の流刑の淵源は北朝の流刑にあるが、それは儒教經典の理念に裏づけされた刑罰であり、そのため、成立当初から刑罰理念と執行の実際との間に乖離が存在したことを明らかにした。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,200,000	0	1,200,000
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	480,000	3,280,000

研究分野：中国法制史

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：強制移動刑，流刑，唐律，唐令，儒教，天聖令

1. 研究開始当初の背景

豊富な出土文字資料を背景に新たな研究成果が蓄積されてきた秦漢法制史と、律令学以来の連綿たる研究の蓄積をもつ唐代法制史とのはざまにあって、六朝法制史研究はこれまで谷間の存在と言わざるを得ず、とりわけ法体系・刑罰制度などに関する踏み込んだ研究となると、ほとんど蓄積がなかった。強制移動刑についても研究は手薄であり、唐律の刑罰について考察を深めるためにも新たな道筋をつける必要があった。

2. 研究の目的

本研究では、次の3点を主たる目的に設定した。

- (1) 秦漢時代の強制移動刑について、強制移動の持つ意味を解明する。
- (2) 魏晉南朝の強制移動刑の特質と刑罰執行の実際を明らかにする。
- (3) 唐律の流刑の淵源とその理念、および流刑執行の実際を明らかにする。

3. 研究の方法

上述の研究目的を達成するため、次のような方法で研究を実施した。

〔研究方針〕

- (1) 秦漢時代の強制移動刑について、出土文字資料と文献史料の双方向から考察を加える。
- (2) 魏晉南朝の強制移動刑の特質について、文献史料を中心に考察を加える。
- (3) 唐律の流刑の淵源とその理念、および流刑執行の実際について文献史料・出土史料の双方を利用して分析を加える。

上記(1)～(3)の作業を進める中で収集した史料は、従来から構築しつつある法制史料データベースに蓄積するとともに、特に文献史料については時間をかけて精読する方法を採った。

- (4) 加えて、当初は全く予定していなかったことではあるが、2006年11月に正式公開された「明鈔本天聖令」について、その史料的重要性に鑑み、研究期間の途中から、本格的な検討を加えることとした。研究課題に直接関係する「獄官令」を中心に、一条ごとに詳細な分析を行った。作業を効率的なものとするため、公開された天聖令の条文を、既存の復原唐令(『唐令拾遺』『唐令拾遺補』)所載の条文)および日本令(主に養老令)と比較対照できるような簡易データベースを作製した。

〔研究対象とする史料〕

- (1) 関連史料の収集に際しては、漢魏六朝隋唐の正史や『冊府元龜』以外に、特に『文館詞林』に注目した。これは、当該書にしか収められていない詔勅・上表が相当数あり、かつ、中国で早い時期に失われた書物であったために従来あまり研究者に注目されてこなかったという事情を鑑みてのことである。
- (2) 敦煌・トルファン出土史料については、唐代法典史料を中心に精力的に調査を行った。とりわけ、近年写真版の出版が完成したロシア・サンクトペテルブルクのロシア科学アカデミー東洋学研究所蔵の敦煌文書と、現在出版継続中の北京・中国国家図書館蔵の敦煌文書は、従来、資料状況が芳しくなかったためにあまり研究が進んでおらず、未発見の法制史関係文書がかなり存在する。

4. 研究成果

本研究によって得られた成果・結論は、以下の通りである。

- (1) 漢魏六朝時代の強制移動刑と、唐律の流刑との関係について
 - a) 秦～漢初に見られる「遷刑」なる強制移動刑は、罪人を郷里社会から「隔離」することを主目的とする刑罰である。したがって、罪人を遠隔地に追放する刑罰である「流刑」に直接的に結びつくものではなく、これを流刑の先蹤と見なすことはできない。
 - b) 漢魏～南朝にかけて行われた「徙遷刑」は、罪人を辺境に強制移動する点においては唐律の流刑と共通点を有するが、あくまでも労役刑の一形態として執行されている点で流刑と決定的に異なる。王朝の刑罰体系上、徙遷刑は主刑として位置づけられていたわけではなかったのである。
 - c) 流刑が最初に主刑となったのは、北魏の時である。その背景には、北魏王朝が(特に後期になって)推進した漢化政策がある。『尚書』舜典をはじめとする経書の記述に依拠して、流刑が死刑に次ぐ重刑として位置づけられたのである。しかし、実際に執行されていたのは「徙辺」刑であり、漢魏～南朝の徙遷刑と大差ないものであった。北齊王朝においても、事情に大差は無い。
 - d) 唐律の流刑の理念上の直接的淵源は、北周律の流刑にある。都から一定距離隔たった場所に罪人を強制移動させるという刑罰は、唐律に規定された流刑に極めて近い内容を持つ。刑罰執行上の規定についても、両者はいくつもの共通点を有する。但し、刑罰執行の実態について言えば、北周の流刑も徙辺刑として実行されていたと考えられる。罪人を都から強制移動させる距離の規定が非現実的であることは従来から指摘されていたが、執行面でも規定通りに行うことが困難であった(あるいは当初よりそのつもりがなかった)ことが伺われる。
- (2) (1)との関連から、流刑の理念と刑罰執行の現実との乖離について
 - a) (1)-c)にも記したように、流刑は経書の理念に依拠して生まれた刑罰である。そのため、成立当初より、刑罰執行の現実とは、刑罰理念と乖離していたと言える。罪人を強制移動させる距離について明

確な規定を持たなかった北魏・北齊の流刑は言うに及ばず、距離規定を持つ北周の流刑においても、徙辺刑として執行されていた。隋代でも、「配防」と称して徒刑・流刑囚を辺境に強制移動させて労役に服さしめる規定が存した。

- b) 唐律の流刑でも、事情は同じであったと言わざるを得ない。2000里～3000里まで三段階に設定された流刑の等級は、執行に関わる規定において等閑視されていたことが明白である。距離規定によれば、配所は必ずしも辺境に限られないはずであるが、実際の配流地は、都から遠く離れた辺境の州ばかりであり、それ以外の地に罪人が配流された事例は皆無である。のち、律の条文との調和を図るために、距離を遵守して流刑を執行するよう定めた令の条文が現れるが、具文と見なすべきである。
- c) 唐代前期から、律の規定を逸脱した、いわば「律外の流刑」を定めた法令が公布されたのも、かかる背景を考えれば、自然な流れであると言える。律の流刑は、「理想的」には罪人を都から僻地に放逐する追放刑であったが、現実に執行される刑罰は、当初より、辺境への強制移動を伴う労役刑だったのである。
- (3) 天聖「獄官令」に含まれる流刑関連規定の分析
- a) 天聖令には、「宋令」以外に「不行唐令」が含まれているが、今回の研究課題に直接的に関係するのは、おもに後者である。これには、従来知られていなかった唐令の条文が相当数あって、唐の政治制度を解明する上で重要な史料となり得る。
- b) このたびの研究で取り上げたのは、流刑の執行に関する条文であり、これまで未知の条文であった。条文内容を逐一分析し、流刑の執行方法や手順を解明した上で、流刑の本質に関わる問題に言及した。不行唐令の条文には、流刑が都からの追放刑である痕跡を残すが、それは唐中期には制度的に改められた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 10 件)

- ① 辻 正博 (孫正軍訳) : 《天聖・獄官令》與宋初司法制度、『唐研究』14、pp. 307-326、2008年

② 辻 正博 : 天聖「獄官令」と宋初の司法制度——「宋令」条文の成り立ちをめぐって、大津透編『日唐律令比較研究の新段階』(史学会シンポジウム叢書)、東京大学出版会、pp. 5-31、2008年

③ 辻 正博 : 吐魯番アスターナ出土「景龍三年十一月南郊赦文」残片小考、『敦煌写本研究年報』2、pp. 153-164、2008年

④ 辻 正博 : 西晋における諸王の封建と出鎮、笠谷和比古編『公家と武家IV—官僚制と封建制の比較文明史的研究』思文閣出版、pp. 275-292、2008年

⑤ 辻 正博 (徐 冲訳) : 《格式律令事類》残卷の発現与唐代法典研究、戴建国主編『唐宋法律史論集』上海辞書出版社、pp. 32-40、2007年

⑥ 辻 正博 (周東平・陳進立訳) : 従資料環境看 20世紀日本の唐代法制史研究—以唐令の復原研究為中心、王立民主編『中国歴史上的法律与社会發展』吉林人民出版社、pp. 321-333、2007年

⑦ 辻 正博 (徐 冲訳) : 英藏 S. 9478 《地志殘卷》浅析、劉進宝・高田時雄主編『轉型期的敦煌学』上海古籍出版社、pp. 253-261、2007年

⑧ 辻 正博 : 『格式律令事類』残卷の発見と唐代法典研究—俄藏敦煌文献 Дх.03558 および Дх.06521 について—、『敦煌写本研究年報』創刊号、pp. 81-90、2007年

⑨ 辻 正博 : 麴氏高昌国と中国王朝一朝貢・羈縻・冊封・征服、夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、pp. 52-83、2007年

⑩ 辻 正博 : 遷刑・「徙遷刑」・流刑—「唐代流刑考」補論、富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』朋友書店、pp. 305-339、2006年

[学会発表] (計 4 件)

① 辻 正博 : 中国王朝の外交政策—麴氏高昌国を例として、「古中世の東アジアにおける外交と交易」国際シンポジウム、於東国大学 (韓国) 2009年2月3日

② 辻 正博 : 天聖「獄官令」と宋初の司法制度、日本古代史・東洋史合同シンポジウム「律令制研究の新段階」(第105回史学会大会)、於東国大学 2007年11月18日

③ 辻 正博 : 《格式律令事類》残卷の発現与唐代法典研究、「唐宋時期的法律と社会」

国際学術研究会、於上海師範大学 2006年
9月24～25日

- ④辻 正博：英蔵 S.9478「地志殘片」浅析、
「転型期の敦煌学—継承と発展」国際学術
研究会、於南京師範大学 2006年9月7～
11日

[その他]

翻訳

孟彦弘（辻正博訳）：唐代の「副過所」及び過
所の「副白」「録白案記」弁析—兼ねて過所
の意義を論ず、『東方学』117、pp. 192-211、
2009年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

辻 正博 (TSUJI MASAHIRO)

京都大学・大学院人間・環境学研究科・准教
授

研究者番号：30211379